相模原市政令指定都市ビジョン

~首都圏南西部の活力ある広域交流拠点都市をめざして~

どジョンさがみはら

平成 20 年 3月

相 模 原 市

略称「さがみはらSビジョン」について

当ビジョンの略称において用いている「S」の文字は、「政令指定都市」を表すとともに、ビジョンの理念や基本方針において述べている、

都市としての自立 (Self-reliance)、 持続可能な都市づくり (Sustainability)、

市民の満足(Satisfaction)、

などを象徴しています。

目 次

1	政令	\$指定都市ビジョンの策定について····································	1
(1) 政	ス令指定都市移行の意義とビジョン策定の目的	1
(2	2) 総	6合計画等との関係·······	1
2	政令	3指定都市制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 政	෭令指定都市とは	2
	ア	指定要件	
	1	人口要件の緩和	
	ウ	都市の制度と移譲事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2	2) 政	τ令指定都市の特例····································	
	ア	事務配分上の特例による意義と効果	3
	1	行政組織上の特例(区役所の設置、区長の任命ほか)	4
	ウ	財政上の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(3	3) 政	෭令指定都市移行の手続き	5
3	本市	īを取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ô
(1)社	t会経済情勢····································	ô
	ア	少子化・高齢化と人口減少社会の到来	3
	1	人々の価値観の変化	
	ウ	環境問題への取り組みの必要性1(
	エ	地方分権の進展・・・・・・・・・・・1	1
(2	2) 首	前都圏における政令指定都市の役割	2
	ア	首都圏が果たすべき役割とめざすべき地域構造1 2	2
	1	市町村に求められる役割14	4
	ウ	政令指定都市が果たすべき役割1 !	5
4	本市	īの特性と潜在力·······1 6	ô
(1)泪	5用可能な資源・潜在力······1 6	ô
	ア	交通基盤1 6	3
	1	自然1 9	Э
	ウ	産業·······2 ·	1
	I	保健・医療2 2	2

	オ	教育	§······2	3
	カ	市民	3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3	4
	+	行財]政······2	5
	ク	圏域	(内連携による発展性	7
(2)主	な課	題等3	1
	ア	昼夜	間人口比率	1
	1	幹線	3 道路の渋滞	1
	ウ	消費	購買力の市外流出3	2
	エ	都市	īの知名度・イメージ······3	2
0	市民	が望	む都市づくり3	4
0	3章	~ 4	章の整理3	5
5	政令	指定	名都市にふさわしい都市づくり	6
(1)政	令指	定都市・相模原の理念3	6
(2)政	令指	定都市・相模原の基本方針3	7
	ア	多様	な連携により圏域全体の価値を高め合う交流拠点づくり3	8
	1	環境	もと共生した持続可能な都市づくり	9
	ウ	心豊	かに安心して暮らせる魅力ある地域づくり4	0
	エ	新た	な課題に対応する自立的・先進的な都市経営の推進4	1
資料	編			
	資彩	1	相模原市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	資彩	2	関係法令	3
	資彩	3	「新市町村合併支援プランの概要」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	資彩	4	都市指標で見る相模原市	9

1 政令指定都市ビジョンの策定について

(1) 政令指定都市移行の意義とビジョン策定の目的

相模原市は、昭和29年に、県内10番目の市として、人口約8万でスタートしました。その後、人口急増や基地問題など幾多の課題に取り組みながら、着実な発展を続けてきました。そして、平成18年3月には津久井町及び相模湖町と、また平成19年3月には城山町及び藤野町と合併したことにより、都市としての機能と水源地の豊かな自然環境を併せ持った、人口70万を超える大都市となりました。

本市はこれまで、平成12年に保健所政令市に、平成15年には中核市に移行し、 拡大した事務権限により、行政サービスの充実やまちづくりの推進に努めてきま した。

しかし、今日の大きく変動する社会経済情勢と厳しい財政環境の中、首都圏南西部における広域的な拠点都市として、より一層の役割と責任を果たし、さらに自立した"新さがみはら創り"に向かって前進するためには、より大きな権限と財源を持つことができ、また、都市内分権によるまちづくりを効果的に進めることができる「政令指定都市」へと移行することが必要です。

そのためには、本市が描く政令指定都市の姿や都市づくりの方向性について市 民が共通の認識に立つとともに、連携や交流のパートナーとなる周辺都市をはじ め、広く市外にも理解を求めていくことが大切です。

そこで、首都圏における政令指定都市として本市が果たすべき役割や、本市が有する資源、潜在力等の認識の上に立って、「政令指定都市・相模原」の理念と、それに基づき都市づくりを進めて行くための基本方針を明らかにするため、ここに「相模原市政令指定都市ビジョン」を策定するものです。

(2)総合計画等との関係

本ビジョンは、現在、策定が進められている新しい総合計画の策定方針と整合を図り、合併にかかわる新市まちづくり計画の反映、市民の満足度の向上、持続可能な都市づくりなどの基本的な視点に即して策定しました。

本ビジョンにおいて示す政令指定都市の理念・基本方針については、今後、新しい総合計画の「基本計画」や「実施計画」、さらには部門別の諸計画において、政令指定都市にふさわしい都市づくりのための施策や政令指定都市の特例を活用した施策として、具体的に反映していきます。

2 政令指定都市制度の概要

(1)政令指定都市とは

政令指定都市制度は、人口や産業が集中する大都市については高度で専門的な 行政サービスが必要となるため、市民生活やまちづくりに関する権限を県から市 に移譲し、市民福祉の向上を図る制度です。

かつては都市規模の大きさから市町村制がなじまなくなった大阪・名古屋・京都・横浜・神戸の五大市に例外として認められた制度ですが、北九州市の移行を契機として一般的になり、最近では国の市町村合併支援プラン¹で指定要件が緩和されたため、政令指定都市に移行する自治体が増えています。

ア 指定要件

○ 法令要件

地方自治法第252条の19第1項:「政令で指定する人口50万以上の市」

○ 実質的要件

これまでの指定状況をみると、実質的には以下のような要件が必要と考えられています。

- ①人口80万以上で将来的に人口100万程度が見込まれること
- ②人口密度や産業別就業者比率が一定水準以上であること
- ③既存の政令指定都市と遜色ない都市形態、機能を備えていること
- ④県からの移譲事務を適正かつ能率的に処理できること
- ⑤大都市経営に対応できる行財政能力が備わっていること
- ⑥行政区の設置、区の事務を処理する体制が整っていること
- ⑦指定都市移行に関して、県と市の意見が一致していること

イ 人口要件の緩和

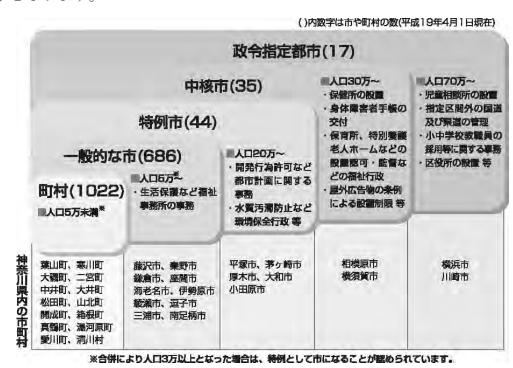
市町村合併支援プラン(平成13年8月)及びその後の新市町村合併支援プラン(平成17年8月)において、プランの期限内に合併する市町村に限り「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する。」とされ、人口要件は70万程度に緩和されたとみなされています。

 $^{^1}$ 平成 13 年 8 月に総務省が市町村の自主的な合併を促進するために策定した支援策等。平成 17 年 8 月には「新市町村合併支援プラン」を策定。

ウ 都市の制度と移譲事務

人口や産業が集中する大都市になるほど、行政サービスも高度で専門的なものが必要となります。政令指定都市は、現在の地方自治制度上、最も主体的・自立的な都市の行財政運営ができる制度といえます。規模別の都市の制度には、次のようなものがあります。

本市は現在、政令指定都市に次いで大きな権限を持つ中核市であり、県から一定の事務が移譲されています。政令指定都市への移行が実現すると、県内では横浜市、川崎市に次いで3番目の、戦後生まれの市としては初の政令指定都市となります。



(2) 政令指定都市の特例

ア 事務配分上の特例による意義と効果

政令指定都市への移行に伴い、地方自治法及び個別法などに基づき、都道府 県が処理する事務の全部または一部を処理することができるとされています。 このほかに、法令などに基づく移譲事務に関連して県が実施している単独事業 に基づく事務、地方自治法第252条の17の2「条例による事務処理の特例」の 規定による事務についても、県市の協議により意向が一致した場合には、市に

移譲されます。

これにより、これまで県で行っていた多くの事務を市で行うことになり、市 民生活にかかわりが深い保健福祉や道路、都市計画、教育行政などの分野で、 市民ニーズに合った的確な対応をスピーディーにできるようになります。

県から移譲される主な事務			
保健・福祉分野	・児童相談所の設置・精神保健福祉センターの設置・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行		
教育分野	・小中学校の教職員の任免等		
土木・都市計画分野	・国道及び県道の管理 ・都市計画の決定権限		
産業経済分野	・大規模小売店舗を新設する際の届出の受理等		

イ 行政組織上の特例(区役所の設置、区長の任命ほか)

政令指定都市のみの行政組織上の特例として、行政区の設置、人事委員会の 設置、区選挙管理委員会の設置などがあります。行政区の区長は特別区(東京 23 区)とは異なり、市職員の中から市長が任命します。

また、専門的かつ中立的な人事機関である人事委員会の設置により、人事行政の公平性、透明性をさらに向上させるとともに、人事制度、給与その他の勤務条件などについての調査研究等を通じて、より良い人事行政の推進を図ることが可能となります。

○ 行政区の設置

政令指定都市は、行政組織上の特例として、市内をいくつかの区に分け、 区役所を設置するものとされています。

これにより、日常生活に密着したサービスは区役所で行うことができ、また、地域の実情に合わせた施策を行うなど、区ごとの個性を活かしたまちづくりを進めることができます。

ウ財政上の特例

財政面でも、政令指定都市には中核市にない各種財源の移譲が行われます。 これは政令指定都市移行に伴う移譲事務や行政組織の変更などによる新たな 財政需要の発生に対応するもので、国や県からの財源の移譲や交付金の増額な どの措置があります。

これにより、財政基盤の充実が図られ、大都市にふさわしい財政運営が可能となります。

財源の特例

- ●新たな財源
 - ・石油ガス譲与税
 - ・軽油引取税交付金
 - ・宝くじ販売収益金
- ●増額が見込まれるもの
 - ・地方道路譲与税
 - ・自動車取得税交付金
 - · 交通安全対策特別交付金

(3) 政令指定都市移行の手続き

政令指定都市になるには県との協議、国(総務省)との協議を通じて相模原市が 政令指定都市にふさわしい都市であることを理解してもらうとともに、区制を円 滑に施行できるための準備を進める必要があります。また、県と市が共同で総務 大臣へ要望を行い、政府の閣議決定により「指定都市の指定に関する政令」の改正 が行われることで政令指定都市になることができます。

政令改正に向けた手続きについて法令の定めはありませんが、これまでに移行 した市をみると以下のような手順で取り組んでいます。

- ①市議会で政令指定都市移行の意見書を議決し、県知事・ 県議会に提出
- ②県議会で相模原市の政令指定都市移行実現に関する意見書を議決
- ③県・市共同で総務大臣に要望書を提出
- ④政令改正の閣議決定、公布

3 本市を取り巻く状況

(1) 社会経済情勢

政令指定都市ビジョンを策定するに当たり、本市を取り巻く主な社会経済情勢 を以下のようにまとめました。

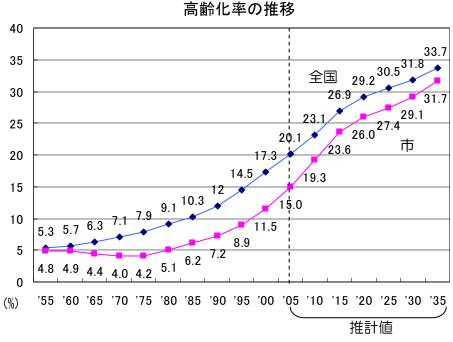
ア 少子化・高齢化と人口減少社会の到来

(ア) 高齢化の進行

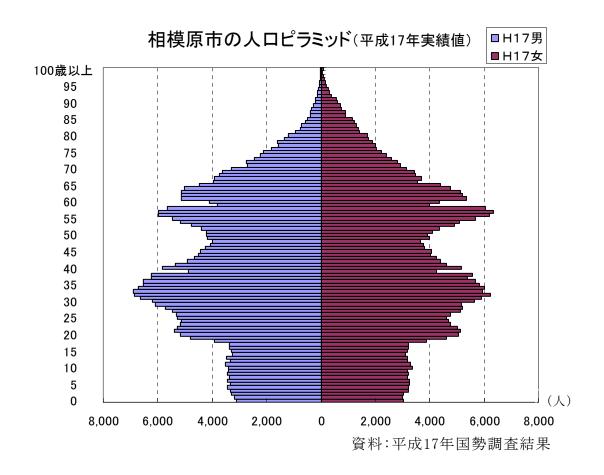
内閣府「平成 19 年版 高齢社会白書」によれば、高齢者(65 歳以上)の人口は 過去最高の 2,660 万人(前年 2,567 万人)となり、総人口に占める割合(高齢化 率)も 20.8%(前年 20.1%)に増加しています。

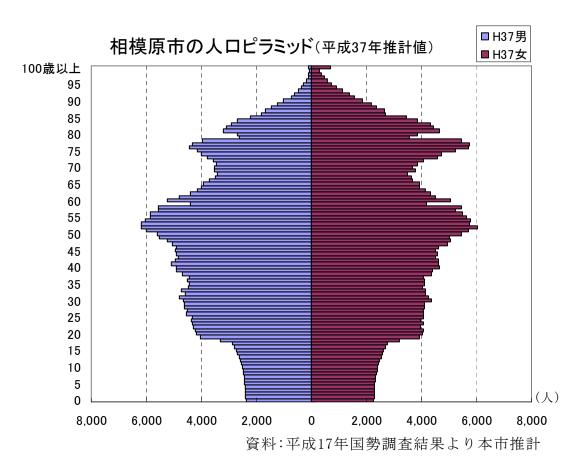
高齢化率は今後も上昇を続け、2025 年(平成 37 年)には 30%を超えるもの と予測されています。

本市においても、2005年(平成17年)に10万5,337人であった高齢者人口が、2025年(平成37年)には19万2千人程度と全国平均を上回る勢いで約1.83倍に増加すると見込まれています(全国は1.42倍)。これにより、高齢化率は15.0%から27.4%程度まで上昇すると予測されています。



資料: 内閣府「平成19年版 高齢社会白書」及び本市データ



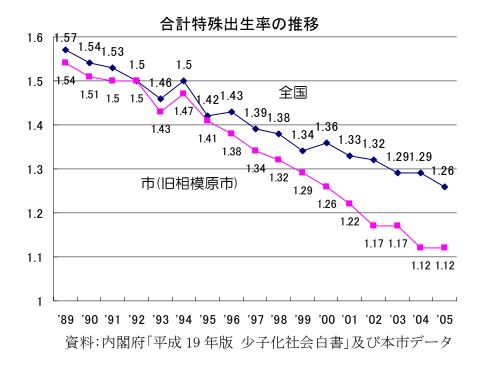


(イ) 少子化の進行

内閣府「平成 19 年版 少子化社会白書」によれば、2006 年(平成 18 年)のわが国の出生数は 109 万 2,674 人(前年は 106 万 2,530 人)、合計特殊出生率²は 1.32(前年は 1.26)となり、ともに 6 年ぶりに増加に転じています。

しかし、年少人口(0~14歳)は第2次大戦以降、減少傾向が続いており、また、この30年間ですべての都道府県で合計特殊出生率は低下していることから、少子化の進行は地域差を持ちながら全国的に進行している現象であるといえます。

本市においても、2005年(平成17年)の合計特殊出生率(旧相模原市分)は 1.12と全国の数字を下回っており、今後も少子化が進行していくものと予測 されています。



(ウ) 人口減少社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」(平成 18 年 12 月推計)の中位推計によると、わが国の総人口は2005年(平成17年)の1億2,777万人から、2055年(平成67年)には8,993万人に減少することが見込まれています。

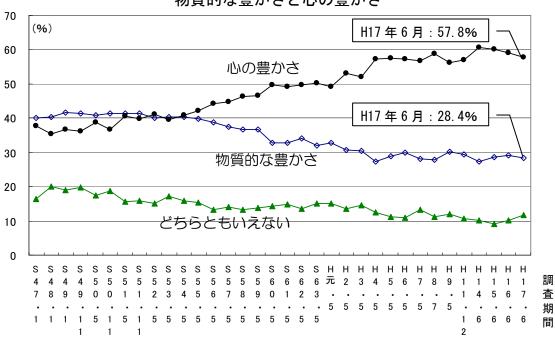
² 女子の年齢別の出生率を合計した数値で、女性一人が生涯に平均して何人の子供を産むかを表す。人口を維持するために必要な水準は2.1 程度といわれている。

人口減少は、生産年齢人口の減少に伴う労働力人口の減少や、高齢者人口の増加による年金・高齢者医療費・介護費を増大させるとともに、特に過疎地においては、防犯・消防等の地域活動やコミュニティの維持を困難にするなどの影響を及ぼすものと考えられます。

本市の人口は当面増加を続けるものと予測されますが、少子高齢化が進むことから、活力を維持するために人に選ばれる都市づくりを進めていく必要があります。

イ 人々の価値観の変化

近年、生活水準の向上などにより、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」を求める傾向が強まっています。世論調査でみると、人々の価値観は、経済的な繁栄から歴史・伝統、自然、文化・芸術等を重視する方向へ変化しています。



物質的な豊かさと心の豊かさ

資料: 内閣府「国民生活に関する世論調査」をもとに国土交通省国土計画局作成

45 40 35 1981 ı 30 1 **2005** 1 25 1 П 20 1 15 ı ı 10 ı п 5 n 美 す 玉 自 治 高 高 経 社 玉 長 (%) し 民 由 安 済 会 民 い い い 歴 的 ح ا れ の 科 教 の い の で た文化 平 学 史 自 勤 育 繁 安 ょ と伝 和 技 水 定 て 勉 な 社 さ 術 の や芸 ı 統 ま の 才 水 ع ま

歴史・伝統、自然、文化・芸術重視の傾向

設問:「国や国民について誇りに思うこと」

資料: 内閣府「社会意識に関する世論調査」を元に国土交通省国土計画局作成

ウ 環境問題への取り組みの必要性

近年、地球温暖化問題など、地球環境全体の持続性に関わる問題への取り組みが一層緊急性を増してきています。日本国内においても、24 時間対応の店舗・サービスの増加や自動車の保有台数の増加等、人々のライフスタイルの変化に伴い、日常生活や日々の産業活動が環境に与える負荷が問題となっています。

こうした状況を背景として、大都市では熱環境の悪化(ヒートアイランド現象³)による熱帯夜日数・熱中症の増加などの形で日常生活への影響が表れており、環境問題に対する人々の意識の高まる中で、環境負荷の少ないライフスタイルや産業活動の普及について、国・地方公共団体・事業者・市民が一体となって取り組むことが求められています。

また、現在の環境を持続的に将来の世代に引き継いでいくため、限られた

³ 空調機器や自動車などから排出される人工熱の増加や、道路舗装の増加などに起因して、都市部の 気温が郊外より高くなる現象。

天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減をめざす循環型社会⁴の構築や、自然環境の質の劣化や外来生物が生態系に与える影響への危惧から、生物多様性⁵の保全のための取り組みが求められています。

エ 地方分権の進展

住民に身近な課題はその地域の実情に沿って解決できるよう、地方分権の取り組みが進められています。平成12年の地方分権一括法⁶の施行をはじめ、平成16年からは三位一体の改革⁷が行われるなど、国と地方の役割の見直しや国から地方への税財源移譲が行われてきました。

さらに、平成19年4月には地方分権改革推進法⁸が施行され、国と地方公共 団体の役割の明確化、地方公共団体の自主性・自立性の向上を基本理念とした 上で、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営できるよう、権限 移譲の推進に必要な措置や国と地方の税源配分等のあり方に関する検討が行 われることとなりました。

(ア) 地方財政の現状

総務省「平成 19 年版 地方財政白書(平成 17 年度決算)」によると、わが国の地方財政の現状は、税収は増加傾向にある一方で、国庫支出金や地方債等の減少により、歳入全体としては減少傾向にあり、赤字団体の増加、財政構造の硬直化など、依然として厳しい状況が続いています。

⁴ 製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会(循環型社会形成推進基本法 第2条)

⁵ 遺伝子、種、生態系など全てを包括する、地球上の生物の多様さと、自然の営みの豊かさ。近年の環境問題の深刻化から、生物多様性が損なわれることへの危機感が高まり、わが国においても「第三次生物多様性国家戦略」が平成19年4月に策定された。

⁶ 地方分権推進委員会の勧告を受け、地方分権の推進に必要な 475 本の法律の該当部分を一括して改正するための法律。機関委任事務の廃止、国・都道府県・市町村の関係の見直しなどにより、地方公共団体が地域における行政を自主的かつ総合的に実施するための体制を整備。

⁷ 地方の権限と責任を拡大するため、①国庫補助負担金の改革、②税源移譲を含む税源配分の見直し、 ③地方交付税の改革の3つを同時に進めることを内容とする、国の改革方針。

⁸ 地方分権に向けた新たな推進体制等を整備するため、地方分権改革の推進に関する基本方針、地方分権改革推進委員会の設置、政府による地方分権改革推進計画の作成、平成22年までに「地方分権改革一括法」(仮称)を制定することなどを定めた法律。

(イ) 道州制9の検討

国の第28次地方制度調査会は平成18年2月、「道州制のあり方に関する答申」の中で、市町村合併の進展や都道府県の区域を越える広域行政課題の増大等の社会経済情勢の変化を踏まえ、広域自治体改革の具体策として「道州制の導入が適当」とした上で検討の方向性を示しました。

以後、政府は「道州制ビジョン」策定に向けて有識者懇談会を設置して議論を進めているほか、全国知事会などでも研究や議論が行われています。

道州制は国と地方の役割を大きく変える制度になることが想定され、本市に与える影響も少なくありません。道州制下における大都市のあり方も含め、今後の議論に注目する必要があります。

(2) 首都圏における政令指定都市の役割

首都圏の政令指定都市として本市が果たすべき役割を明らかにするため、首都圏が果たすべき役割、市町村に求められる役割、政令指定都市が果たすべき役割という3つの視点から役割を整理しました。

ア 首都圏が果たすべき役割とめざすべき地域構造

国土交通省の首都圏整備計画(平成 18 年 9 月)によれば、首都圏の将来像として目標とする社会や生活の姿は以下のようにまとめられています(首都圏整備計画 I 部 基本編 第1章 首都圏を取り巻く諸状況と課題「第1節 首都圏を取り巻く諸状況と課題「第1節 首都圏を取り巻く諸状況 3 首都圏の果たすべき役割」及び第2章 首都圏の将来像「第2節 目指すべき地域構造 1 地域の構造の基本的方向」)。

(ア) わが国の活力創出に資する地域の形成

首都圏は巨大な市場や先端的な産業、質の高い情報や人材の集積を有して おり、今後も個人や企業等による自由な経済・社会・文化活動等によって国 際的競争力を維持するとともに、国際的な情報発信機能を高め、わが国の経 済活力を創出する上で中枢的役割を担っていくことが期待されています。

⁹ 現在の都道府県を廃止し、より大きな規模の道州を置く制度。国の担う役割を重点化するとともに、より多くの役割を道州と市町村が担う方向で検討が進められている。

(イ) 多様な活動の連携を支援する地域の形成

首都圏には企業、個人、NPO等多様な主体が集まり、多様な連携の中で 先導的な役割を果たしています。そこで、国内外にわたる連携ネットワーク の中枢結節点として、他地域との双方向的、水平的な連携の活発化を通じ、 全国規模、世界規模の連携活動の活性化をもたらす役割を果たす必要があり ます。

(ウ) 環境共生型の地域構造や生活様式の創出

首都圏は世界的にも高度に発達した大都市圏であり、社会・経済活動は地球的規模で環境に大きな影響を与えています。今後は、発達した公共交通機関等、地域構造の特色を活かしながら、環境負荷を低減し自然の循環を重視した環境共生型の地域構造や新たな生活様式を先導的に実現する役割を果たしていく必要があります。

(エ) 4千万人の暮らしを支える安全で快適な生活の場の形成

4千万人が居住する首都圏において、急速な都市化の過程で形成された市 街地では都市環境・居住環境の整備が依然として遅れています。

このため、人々が安全かつ快適に暮らしていけるような生活環境や自然環境等と調和のとれた居住空間の形成を図っていく必要があります。さらに、そのための都市経営の方策や環境保全のための技術を生み出し、世界に発信する実践の場としての役割を果たす必要があります。

(オ) 東京中心部への一極集中構造から、拠点が分散した地域構造への改編

東京中心部への一極依存構造は、様々な形の大都市問題を引き起こしています。活力に満ちた社会・経済の場を築き、環境との共生と安全、快適な暮らしの場を実現するためには、拠点的な都市を中心に、業務、商業、文化、居住等の諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域を形成し、首都圏内の他の拠点や首都圏外の拠点との連携・交流によって機能を分担し、補完し高め合う「分散型ネットワーク構造」をめざす必要があります。

イ 市町村に求められる役割

(ア) 地方分権時代にふさわしい自立的・主体的な都市づくり

地方分権の潮流の中で国と地方の役割が見直され、市町村は住民に最も身近な行政主体として、これまで以上に高い自立性を備えることが求められています。

特に福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として市町村で処理できる体制が求められており、都道府県は条例による事務処理の特例の活用等によって、市町村の規模・能力に応じた権限の移譲を進めるとともに、市町村は高度化する行政事務に対処する専門的な職務遂行能力を有する必要があります。

(イ) 住民自治の充実

地方分権改革がめざす分権型社会では、地域における「自己決定と自己責任の原則」が実現されるという観点から、住民自治が重視されなければなりません。

市町村は様々な方策を検討して住民自治の充実を図る必要があります。また、地域における住民サービスを担うのは行政のみではなく、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間の形成をめざす必要があります。

(ウ) 良質で効率的な行政サービス

近年、わが国の財政は国・地方ともに巨額の債務残高を有するなど、きわめて厳しい状況にあります。

市町村は歳出の抑制とともに、住民ニーズの多様化の中で質的にも量的に も高度化・増大する事務を適切に処理するため、一層効率的・効果的な行財 政運営が求められています。

(エ) 少子化・高齢化の進行への対応

少子化・高齢化の進行への対応は、行政全般にかかわる大きな課題であり、 市町村に与える影響も深刻なものになると予想されています。

市町村は扶助費の増加や、生産年齢人口の減少による経済活力の低下等が

懸念される中で、安定的に持続できる都市経営を行うことが求められていま す。

ウ 政令指定都市が果たすべき役割

政令指定都市は、大都市として、人口の集中、産業や高次都市機能¹⁰の集積などの状況から、特有の行政サービスを提供する必要があるほか、社会実態としての機能が一般的な都市よりも広いため、商業、業務、教育文化、医療、情報発信、産業流通などの面で、広域的な都市圏の拠点としての役割を担っています。

また、都市問題やまちづくりの新たな課題に対して先駆的に取り組み、全国 の都市のモデルとなって、都市行政を先導する役割を果たしています。

さらに、都市規模の大きさから住民と行政との距離が大きいともいわれており、個々の住民の意見を都市経営に反映し、より多くの住民の行政への参画を促すことが求められています。

¹⁰ 大都市に共通してみられる高度な都市機能。空港や港湾、地下鉄、大学、劇場・ホール、企業の本支店等。

4 本市の特性と潜在力

本市の役割を果たす上で活用しうる資源や本市の特性、潜在的な力、また、本市の課題として捉えられる事項について、分野ごとに以下のように整理しました。

(1)活用可能な資源・潜在力

ア 交诵基盤

本市には中央自動車道や国道 16 号、国道 20 号などの広域的な道路交通網が配置されているほか、鉄道路線として、JR 中央本線・横浜線・相模線、小田急小田原線・江ノ島線、京王相模原線があり、東京都心や横浜に直結する広域交通網が発達しています。

小田急小田原線や京王相模原線、JR 中央本線、また中央自動車道、国道 20 号などの交通網は、都心に向けた通勤・通学等の足として重要な役割を担ってきました。

本市の場合、こうした都心からの放射状の交通網に加え、国道 16 号やJR横浜線・相模線、さらに現在建設が進んでいるさがみ縦貫道路¹¹(首都圏中央連絡自動車道の一部)など、横浜や湘南方面に向けて南北に走る路線(セカンドベルト)も充実しています。

広域交通ネットワークの整備は、人の生活や企業活動等における行動範囲を 拡大させることから、交流や連携の活発化により、本市の拠点性の向上や産業 の発展を促進し、自立した都市圏の形成に大きく寄与することが期待されます。

こうした状況の中、津久井広域道路の整備のほか小田急多摩線の延伸や新しい交通システムの導入に向けた取り組みが進められているとともに、リニア中央新幹線の駅設置が見込まれるなど、本市の交通基盤は今後も発展していく可能性を有しています。

くリニア中央新幹線構想・小田急多摩線延伸の促進>

リニア中央新幹線は、リニアモーターカーにより東京-大阪間を約1時間で結ぶ構想で、平成19年12月にはJR東海が、山梨リニア実験線を延伸し、自費建設により平成37年に首都圏~中京圏での営業運転を目指すと発表しました。

リニア実験線を実用線として活用した場合、本市を通ることが見込まれ、さらに、駅が設置された場合には神奈川県の「北のゲート」として、全国との交

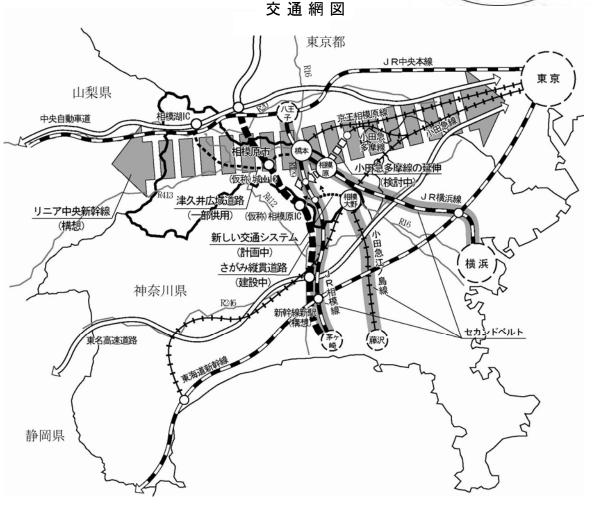
¹¹ 首都圏中心部から半径約 40 kmから 60 kmの位置に延長約 300 kmで計画されている環状道路で、神奈川県区間を「さがみ縦貫道路」と呼んでおり、相模原市内には、当麻に(仮称)相模原IC、城山町小倉に(仮称)城山ICが設置される。

流・連携の窓口となるとともに、業務、商業、文化などの多様な都市機能の充 実や相模線複線化の促進など様々なメリットが考えられ、駅の誘致に大きな期 待が寄せられています。

また、小田急多摩線の唐木田駅から相模原駅・上溝駅への延伸については、 平成18年5月の在日米軍再編協議において、相模総合補給廠の一部約15ha のほか、鉄道及び道路用地として約2haが返還合意されたことにより、大き な課題の一つが解消され、延伸の実現性が高まってきています。

延伸が実現すれば、JR横浜線やJR相模線、また、現在川崎市で計画中である川崎縦貫高速鉄道との鉄道ネットワークの強化により、通勤・通学等の時間短縮や混雑緩和が図られるなど、利便性の向上とともに首都圏南西部の交通軸のさらなる構築により、広域交流拠点都市の形成に大きく寄与します。





くさがみ縦貫道路の整備効果>

神奈川県の県央地域では南北方向の幹線道路が不足しているため、国道 16号、129号などに交通が集中し慢性的な渋滞が起きています。さが み縦貫道路の整備は、これらの地域の慢性的な渋滞の解消や環境改善はも とより、高速道路へのアクセス向上により広域的な交通ネットワークが大 きく広がるなど、様々な効果が期待されています。

※ さがみ縦貫道路開通による移動時間の影響

さがみ縦貫道路開通による移動時間の影響について、国土交通省の NITAS(総合交通分析システム)¹²を活用した分析を行いました。

| 15分回域 | 15

さがみ縦貫道路開通の影響(相模大野駅を中心とした交通時間圏域)

○ 市内からの視点

相模大野駅を中心とした場合は、自動車または鉄道を利用して 1 時間で到達できる圏域に、東京都多摩西部地域、山梨県東部が含まれるよう

¹² 道路・鉄道・航空・船舶の各交通機関を組み合わせて総合的に交通体系の分析を行うシステム。GIS(地理情報システム)との組み合わせにより、分析結果を電子地図上に表現できる。

になります。

○ 市外からの視点

東名高速道路と中央自動車道がさがみ縦貫道路で結ばれることによって、海側からのアクセス(東名高速道路)と山側からのアクセス(中央自動車道)の結節点に本市が位置することになります。

このような状況を踏まえ、近隣都市をつなぐ広域交通網を活用し、近隣都市 との連携によって圏域全体の活力を高めるため、広域交流拠点としての本市の 取り組みが今後重要になるものと考えられます。

イ 自然

市域には、神奈川県を代表する河川である相模川が、豊かな水量を湛えて流れ、その支流とともに、良好な水辺環境を形成しています。

津久井地域には、相模湖、津久井湖、城山湖、奥相模湖、宮ヶ瀬湖の5つの湖があり、神奈川県の重要な水源地域となっています。また、神奈川県最高峰の蛭ヶ岳をはじめ標高1,500メートルを超える山々が連なる丹沢大山国定公園と、それに隣接する県立丹沢大山自然公園、さらに県立陣馬相模湖自然公園という3つの自然公園があります。

旧相模原市域の都市部においても、首都圏近郊緑地保全法により相模原近郊緑地特別保全地区に指定されている総面積 73 h a の平地林「こもれびの森」など、貴重な緑地が残されています。



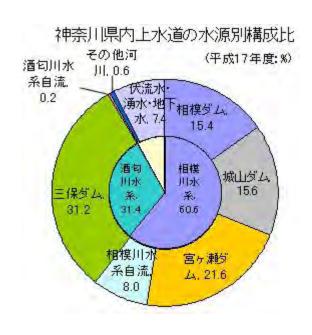
道志川の清流

動植物の生息の場であるとともに、人々の暮らしにおいても様々な恵みをもたらしている豊かな自然環境を保全するとともに、都心から近いというメリットを活かしながら、地域の特性や資源に合わせて活用していくことにより、観光や芸術などを通じて、やすらぎや憩いの場を提供することができます。

また、本市の大きな特徴は、首都圏にありながら、自然的環境を積極的に保全すべき地域と、多様な都市機能が集積する複合的な市街地、そして都市と自然の調和に配慮しながら活力の維持・創出を図る地域をバランスよく備えている点にあり、そこに本市独自の都市づくりの可能性と、環境分野において先進的な役割を果たす潜在力を有していると言えます。

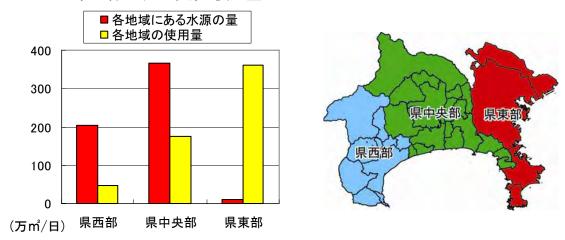
〈県内の水源としての役割〉

県内の上水道の約6割は、相模川水系により賄われていますが、そのほとんどは、市内にある相模ダムと城山ダム、また市内を流れる道志川を水源の一つとする宮ヶ瀬ダムで貯えられた水が、下流の相模大堰などで取水されているものです。また、次頁のグラフのとおり、県内を三つの地域に分け、水源と使用量の関係を見ると、上記の三つのダムがある県中央部地域は、使用量の約2倍の水源量を有しており、本市が、県内の主要な水源地域として、県民の命を支える重要な役割を果たしていることが分かります。



資料:神奈川県「かながわの水源環境の保全・再生をめざして」を基に本市作成

県内各地域の水源と使用量



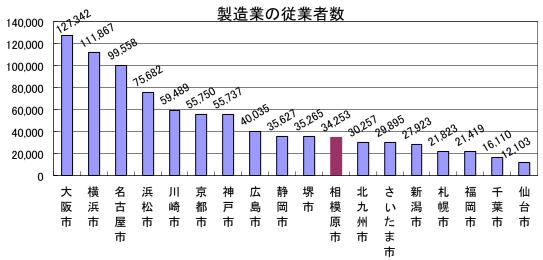
資料:神奈川県「かながわの水源環境の保全・再生をめざして」を基に本市作成

ウ産業

旧相模原市は平坦な地形、交通網などに恵まれた立地条件を背景に、昭和 33 年の首都圏整備法による市街地開発区域(近郊整備地域)に指定され、企業の進 出とそれに伴う人口の流入により、急速な都市化が進み、内陸工業都市として 発展してきました。

特に、製造業については、既存の政令指定都市と遜色ない集積の度合いをみせているほか、物流機能や大学・研究機関についても集積が高まっています。 また、市内に2箇所設置が予定されている、さがみ縦貫道路のインターチェ

ンジ周辺地域や一部返還が見込まれている相模総合補給廠など、新たに活用が期待される用地については、その立地条件による可能性を最大限に活かした土地利用を進めることが求められています。



資料:総務省「平成18年事業所·企業統計調査」

※製造業のうち、輸出競争力のある業種(電子・機械等)、付加価値の高い消費財製造等、都市の中枢性の高さ を示すと考えられる業種における従業者の合計



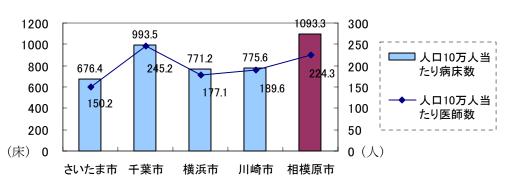
資料:経済産業省「平成16年工業統計調査」

エー保健・医療

本市は首都圏の政令指定都市(さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市)と比較すると、市民10万人当たり病床数は1093.3 床(平成18年10月末)と最も高く、市民10万人当たり医師数も224.3人(平成18年12月末)と2番目に高い状況にあります。

また、大学病院が高度な医療の提供、高度医療技術の開発・評価等を行う 特定機能病院の承認を受けていることや、公的な医療機関が地域の中核病院と しての役割を担うなど、医療環境は高い水準にあります。

こうした中で、市ではメディカルセンターの設置や、市医師会・各医療機関 との連携によって、増加する救急医療ニーズへの対応を図るなど、身近な地域 で安心して医療を受けられる環境づくりを進めています。



首都圏の政令指定都市における市民 10 万人当たり病床数・医師数

資料:厚生労働省「医療施設(動態)調査」、「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成 18 年)

一方で、本市は「みんな元気『さがみはら健康プラン21』」(相模原市保健 医療計画)に基づき、ウォーキングや気軽にできる体操などによる、市民総ぐ るみの生涯にわたる健康づくり運動を進めており、後述するスポーツ振興を含 め、健康・体力づくりの取り組みが全国的にも高く評価されています。

今後はこのような資源をもとに、保健と医療、さらには福祉分野との連携を 一層進めることにより、市民が健やかに暮らせるためのサービスの充実が期待 されます。

才 教育

本市では基礎・基本の習得を図りつつ 社会の変化に対応した情報教育、外国人 英語助手(ALT)などを活用した国際 教育、さらに市内全小・中学校が参加す る総合的文化発表会「さがみ風っ子文化 祭」の開催、相模川自然の村野外体験教 室をはじめとする体験学習の充実など 特色あるさがみはら教育や、住民主体の



さがみ風っ子文化祭 (造形さがみ風っ子展)

公民館運営・活動に代表される生涯学習の取り組みを展開してきました。



相模川自然の村野外体験教室での 体験学習(カヌーとマウンテンバイク)

市民スポーツへの取り組みでは、総合型地域スポーツクラブ¹³の育成、地元企業・大学等との連携、スポーツに関する指導助言を行う体育指導委員の積極的な活動などにより「平成19年度体力つくり優秀組織」として内閣総理大臣賞を受賞するなど高く評価されています。

^{13 「}いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するために、地域住民が主体となって、自ら運営・管理をする新しい形のスポーツクラブ。

また今後、合併により相模原市となった津久井地域の資源を活かした教育活

動に取り組むことが求められています。

本市や周辺地域には多くの大学が 集積しています。地域の大学との連 携による市民の生涯学習機会の充実 や、学校教育の直接の担い手である 教員の確保などにより、教育環境の さらなる充実を図ることが期待され ています。



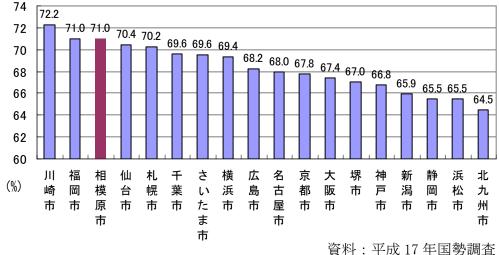
消防職員から防災について 学ぶ公民館の高齢者学級

カ市民の活力

本市は団塊の世代とともに、団塊ジュニア世代を中心とした比較的若い世代も多く居住しており、平成17年国勢調査を元にした平均年齢は40.7歳と、全国平均の値を2.6歳下回っています(全国:43.3歳)。

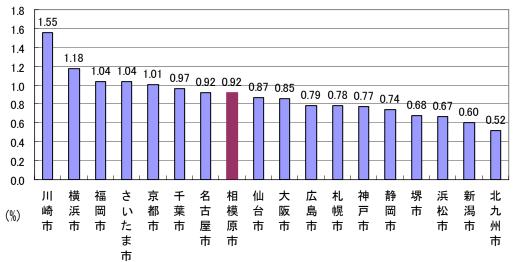
なかでも生産年齢人口の割合が高く(71.00%)、政令指定都市との比較では 川崎市、福岡市(71.02%)に次ぐ高さとなっています。

人口の年齢区分別の構成比(生産年齢人口)



また、市民の中に芸術文化・職業スポーツ関係の仕事に携わる人(15歳以上人口)の割合が比較的高いという特徴を持っており、政令指定都市を含めた18都市の中でも8位であり、名古屋市とほぼ同程度の割合となっています。

芸術文化・スポーツ関係の仕事に携わる人の割合(15歳以上)



資料:平成12年国勢調査

これからの時代を担う市民の若い力、退職後、地域での活躍が期待される団塊の世代の知識と経験、そして文化・スポーツなどの職業に携わる市民の感性や行動力など、市民が持つ活力を今後の新しいまちづくりに活かして行くことが期待されます。

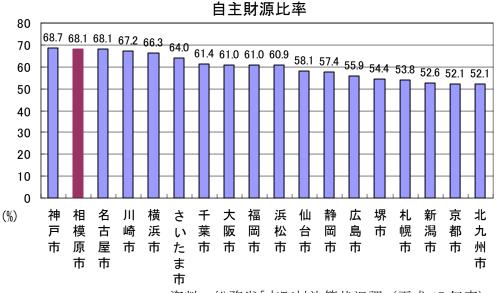
キ 行財政

本市の歳入は市税収入の割合が高く、平成 17 年度決算では歳入に占める市税収入の割合が 54.4%と、政令指定都市平均より 14.7 ポイント高くなっています¹⁴。

このことから自主財源比率¹⁵が 68.1%と、政令指定都市と比較すると神戸市 に次いで2番目に高い数字となっており、自立的な歳入構造であることを示し ています。

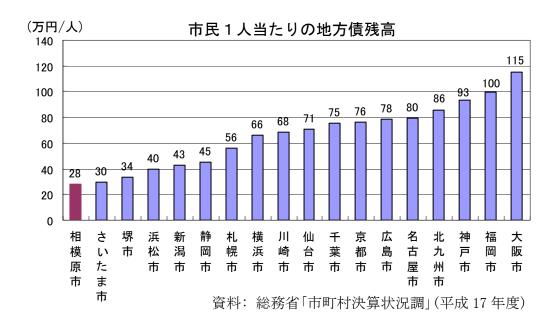
^{14 17} 年度決算の数値に旧城山町・旧藤野町の数値は含まない。以下同様。

¹⁵ 歳入のうち、市が自主的に収入できる財源の比率。自主財源とは市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入をいう。自主財源を歳入総額で割ったものが自主財源比率で、一般的にこの割合が高いほど自主的な財政運営ができることを示す。

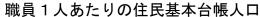


資料:総務省「市町村決算状況調」(平成17年度)

また、地方債の状況について、平成17年度地方債残高は1,835億円となっており、政令指定都市と比較して最も少なく、地方債残高を人口で割った市民1人当たり負担額も約28万1千円と最も低くなっています。



職員数については、人口を職員数で割った職員1人当たり人口で政令指定都市と比較すると、職員1人当たり145人と最も多く、人口規模に比して少ない職員数で効率的な行政サービスを展開しています。





資料:総務省「住民基本台帳に基づく人口(平成19年3月31日現在)」 総務省「平成19年 地方公共団体定員管理調査」

ク 圏域内連携による発展性

(ア) 圏域とは

市民生活や経済、文化、環境保全等の諸活動において、相互に作用し合う一定の範囲の都市のまとまりのことを言い、その中の各都市の活動の相乗効果と補完により、一都市では達成できない目標を達成し、全体として自立した都市圏の形成をめざすものです。

(イ) 上位計画等における圏域の位置づけ

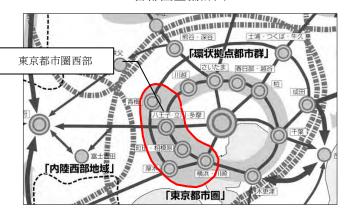
○ 首都圏基本計画(平成 11 年 3 月決定)及び首都圏整備計画(平成 18 年 9 月決定)

首都圏基本計画等では、首都圏のめざすべき地域構造を「分散型ネットワーク構造」として定め、横浜市、川崎市、厚木市、町田市・相模原市、

八王子市,立川市,多摩市、

青梅市を東京都市圏西部の 広域連携拠点となる業務核 都市に位置づけ、その育 成・整備を進めるとともに、 拠点相互間や他の地域等と の連携・交流を強化するこ ととしています。

首都圏整備計画



〈業務核都市〉

業務核都市は、東京圏における大都市問題の解決を図るため、都区部以 外の地域で相当程度広範囲の地域の中核となり、業務機能をはじめとする 諸機能の適正配置の受け皿となるべき都市のことで、本市と町田市は、第 5次首都圏基本計画(平成11年3月)において、業務核都市として位置づ けられています。

また、業務施設集積地区や中核的施設等を定めた『町田・相模原業務核 都市基本構想』では、両市の多様な諸機能・人材の内発力を有機的に組み 合わせ、多様な個性の連携による都市・生活価値を創造する「多価値創造 型」の業務核都市を目指して整備を推進することとしています。

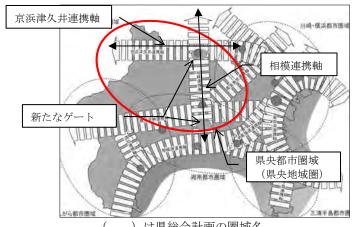
○ 神奈川力構想(神奈川県総合計画)(平成19年7月決定)

自然と活気ある都市とが共存し、道路や鉄道が結節する交通の要衝であ る「県央地域圏」では、水源地の豊かな自然を守り、これを活用した地域 の魅力づくりと活性化を進めるとともに、こうした自然と都市、産業が調 和し、うるおいと活力にあふれた地域づくりをめざすこととしています。

○ かながわ都市マスタープラン (平成 19 年 10 月改定)

「県央都市圏域」では、『森や川と共生し、うるおいと活力あふれる都市 づくり』を都市づくりの目標として、豊かな自然的環境を保全・再生する とともに、広域的な交通結節機能を踏まえた生活環境や生産環境の整備を 図り、うるおいと活力にあふれる循環型の都市づくりをめざすこととして います。

かながわ都市マスタープランから

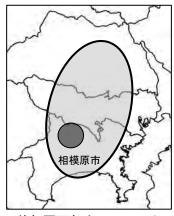


) は県総合計画の圏域名

県央都市圏域(県央地域圏) 相模原市、厚木市、大和市、海老 名市、座間市、綾瀬市、愛川町、 清川村

○ 首都圏西部ネットワーク支援活動(地域産業活性化プロジェクト)

首都圏西部ネットワーク支援活動は、技術ポテンシャルの極めて高い集積地である埼玉県南西部、東京都多摩全域、神奈川県中央部の首都圏西部地域において、(社)首都圏産業活性化協会(通称: TAMA協会)を中心とする情報ネットワークにより、産学官の連携・交流を活発化し、中堅・中小企業の製品開発力の強化と新規創業環境の整備などの支援を行っています。



首都圏西部ネットワーク

○ 周辺市町村からの通勤・通学の現状による圏域

通勤・通学の現状から見た、本市を中心とした周辺市町村によって構成される圏域は、綾瀬市を除く県央地域と町田市、山梨県の上野原市、道志村が対象の地域と考えられます。

この地域は、平成 17 年国勢調査 の結果を基に、総務省の「周辺市町

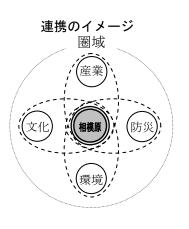


通勤・通学の現状による圏域

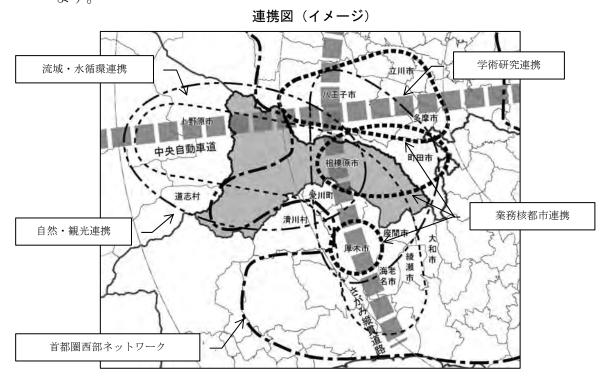
村」の基準により、中心市としての相模原市への15歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5%以上であり、かつ本市と連接している市町村としています。

(ウ) 圏域内の連携

圏域全体の発展と自立した都市圏の形成のためには、産業、文化、環境、防災などの様々なネットワークの重なりを活かして、それぞれに強みを持つ都市同士が、多様な連携により柔軟に相互補完し、新たな魅力の創出や質の高い行政サービス等を提供することが重要です。



そのため、相模原市は首都圏南西部の拠点都市として、圏域の一体化と 圏域内外との移動性の向上を図る広域交通ネットワークの整備や、広域拠 点性を強化する都市機能の集積を図るとともに、圏域内や他圏域との連携 をリードして、広域的な行政課題の解決、政策連携などに取り組んでいき ます。

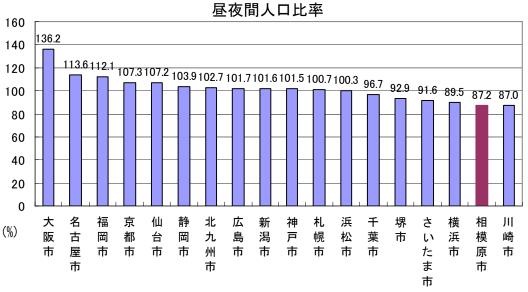


(2) 主な課題等

ア 昼夜間人口比率16

本市の昼夜間人口比率は87.2%と、政令指定都市の中では低位となっています。これは千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市など、首都圏の政令指定都市に共通してみられる傾向です。

政令指定都市は広域的な都市圏の中枢拠点として、企業や大学など都市機能の集積を図り、拠点性を高めるとともに地域経済の活力を創出することが求められています。



資料:総務省「平成17年国勢調査」

イ 幹線道路の交通渋滞

国道 16 号等の市内主要幹線道路における交通渋滞は、市民生活の利便性や 企業活動に与える影響も大きく、解決に向けた取り組みの必要性が高まってい ます。

交通渋滞は大都市に共通してみられる課題でもあり、新しい交通システムなど市内における交通基盤の強化や、交通需要マネジメント(TD M:Transportation Demand Management)¹⁷の推進等が求められています。

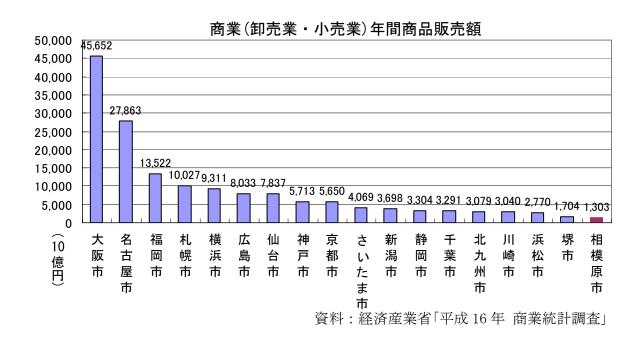
¹⁶ 昼間人口は夜間人口(常住人口)に通勤・通学による流入人口と流出人口を加減した人口であり、昼夜間人口比率は昼間人口を夜間人口で除した割合。

¹⁷ 自動車利用者など移動主体の交通行動の変更を促すことにより、都市・地域レベルでの交通渋滞を緩和する手法の体系のことをいう。

ウ 消費購買力の市外流出

本市の小売業は大型店の進出傾向が高く、都市の人口規模から見た場合、1 店舗当たりの売り場面積はある程度の水準を維持しているものの、人口1人当 たりの年間販売額、売り場面積当たりの年間販売額がやや低い水準にあり、購 買力が周辺地域に分散化していると考えられます。

このため、多核連携型の都市構造¹⁸を活かして都市としての拠点機能や魅力を高めていくほか、充実した広域交通網がもつ潜在力を最大限に活かし、人が訪れるまちづくりを進めることで商業機能の更なる集積と商業の活性化が求められています。



エ 都市の知名度・イメージ

市が市外在住者を対象に行った「都市のイメージ等に関する調査」結果(平成19年6月)によると、相模原市の印象について、「良い印象」・「どちらかと言えばよい印象」と答えた人は41.8%となっています。

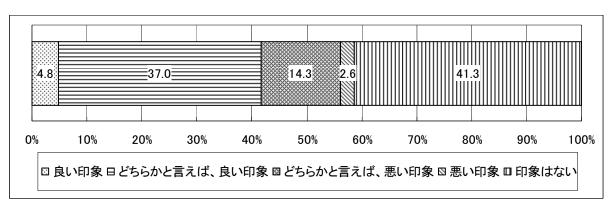
一方で、「印象はない」と答えた人も 41.3%あり、都市としてのイメージや セールスポイントの欠如が課題となっています。

本市の魅力を積極的に発信していくとともに、外から見た市のイメージの向上を図ることで、都市の活力の元となる交流人口の拡大や企業誘致につなげて

^{18 34} 頁「多核連携型の都市づくり」を参照。

いくことが必要となっています。

相模原市についての印象



資料:相模原市企画財政局企画部都市経営推進室「都市のイメージ等に関する調査」

市民が望む都市づくり ~市民アンケート等の結果から~

市民を対象としたアンケート等の結果を見ると、福祉や医療、安全・安心、環境といった分野の施策を重視し、暮らしの場として質の高い都市となることを望む声が大きいことが分かります。また、本市に関係する有識者や企業等の意見からは、相模原の可能性を活かした新しい都市づくりに向けたヒントが浮かんできます。

〇新しい総合計画策定のための「市民アンケート」 (平成 18 年 10 月~11 月)

•10,000人対象、回収率:45.7%

()内は構成比:%

項目	1位	2位	3位
新相模原市に力を入れ てほしい施策	高齢者福祉(42.5)	公共交通(鉄道、 バス)(21.4)	保健・医療 (21.4)
新相模原市が目指すべき都市像	安全 (46.4)	環境 (33.7)	福祉 (33.6)
政令指定都市になった 場合、期待するもの	権限移譲による自 主的な行政、市民サ ービスの向上(46.4)	区役所の設置による きめ細かなまちづく りや申請手続きのス ピードアップ(28.8)	新たな財源確保に よる財政基盤の 強化(13.5)

〇「市民満足度調査」(隔年:平成18年5月実施)

•3,000人対象、回収率:49.5%

順位	重要度	改善要望度
1	市民医療の充実	自動車・自転車駐車対策の推進
2	安心して暮らせるまちづくり	安全でゆとりある道路の整備
3	災害に強いまちづくり	市民医療の充実
4	安全でゆとりある道路の整備	基地の早期返還と市民のための跡地利用 の実現
5	いきいきとした高齢社会の創造	安心して暮らせるまちづくり

○本ビジョン策定にあたっての有識者、企業等ヒアリング(平成 19 年 8 月~10 月)

市政にかかわりのある有識者や市内に所在する代表的な企業等に相模原市に期待することなどについてヒアリングを実施。

(主な意見)

- ・市外から訪れたいという気持ちを持たれるよう、イメージ戦略が重要
- ・「工業都市」のイメージから脱却し、新しい都市像を
- ・新しいライフスタイルを作っていくことが求められている
- ・自然との共生は、住んでいる人たちが何をするかが大事
- ・環境先進都市をめざしてはどうか
- ・津久井地域の自然や文化を生かして観光や余暇の場の提供を
- ・付加価値の高い産業の誘致により高齢社会を支える財源の確保を
- ・市内の交通の便の改善を
- ・政令指定都市にふさわしい拠点づくりを
- ・70万人の規模だからこそできる、オンリーワンの都市づくりを

◎3章~4章の整理

社会経済情勢

- 〇少子化・高齢化と人口減少社会の到来
 - -年金及び高齢者医療費・介護費の増大/地域コミュニティの衰退
- ○人々の価値観の変化
 - 「心の豊かさ」志向/経済的繁栄から歴史・伝統、自然、文化・芸術等を重視
- ○環境問題への取り組みの必要性
 - -地球温暖化防止や循環型社会の構築、生物多様性の保全に向けた環境負荷の少ないライフスタイル・産業活動の普及促進
- 〇地方分権の進展
 - 一地方分権改革推進法の施行による地方公共団体の自主性・自立性の向上/厳しい地方財 政/道州制の検討

首都圏における政令指定都市の役割

- ○首都圏が果たすべき役割とめざすべき都市構造
 - わが国の活力創出/企業・個人・NPO等多様な連携の活性化/環境共生型の地域構造 や生活様式の実現/人々が安全かつ快適に暮らせる居住空間の形成・発信/「分散型ネットワーク構造」への転換
- ○市町村に求められる役割
 - -自立的・主体的なまちづくり/住民・コミュニティ組織・NPO・民間セクターとの 協働、相互連携の促進/効率的・効果的な行財政運営による歳出抑制
- 〇政令指定都市が果たすべき役割
 - 広域的な都市圏の中枢拠点/全国のモデルとして都市行政を先導/より多くの住民の 行政への参画

活用可能な資源・潜在力

- ○交通基盤 南北交通軸(セカンドベルト)の活用による都市連携の可能性/さがみ縦貫 道路・小田急多摩線の延伸・リニア中央新幹線等による広域交通網の発展性
- ○自然-自然を活用したやすらぎと憩いの場の提供/環境分野の先進的な役割の可能性/県内の水源地域としての重要な役割
- ○産業−製造業、物流機能、大学・研究機関等の集積/新たな土地利用
- ○保健・医療−充実した医療環境/市民総ぐるみの健康・体力づくりの取り組み
- ○教育-情報教育、国際教育、生涯学習等における特色あるさがみはら教育の取り組み
- ○市民の活力−若年世代の多さ/芸術文化・スポーツ関係に携わる市民の割合の高さ
- ○行財政ー将来に負担を残さない、自立的・効率的な行財政運営
- ○圏域内連携による発展性ー都市間相互の多様な分野の連携をリードする役割

課題

- ○昼夜間人口比率ー企業や大学など、都市機能の集積による都市拠点性の向上
- ○幹線道路の交通渋滞−新しい交通システムの導入や交通需要マネジメントの推進による渋滞緩和
- 〇消費購買力の市外流出-人口 1 人当たり・売り場面積当たりの年間販売額がやや低く、消費力分散化の傾向/都市としての拠点機能や魅力を高め、人が訪れるまちづくりの推進
- ○都市の知名度・イメージー市のイメージの向上による、交流人口の拡大や企業誘致の推進

5 政令指定都市にふさわしい都市づくり

(1) 政令指定都市・相模原の理念

人口70万を超える大都市となった相模原市が、社会経済情勢の変化に対応し、 その規模にふさわしい役割と責任を果たすことのできる、より自立した都市とし て発展するため、本市が持つ様々な資源や潜在力を活かしながら、次の二つの 基本理念に基づき、政令指定都市としての都市づくりに取り組んでいきます。

交流と連携によって圏域をリードする 広域交流拠点都市

首都圏の均衡ある発展のためには、本市を含む近隣の諸都市が様々な分野において互いに交流と連携を図り、圏域全体として自立性の高い地域の形成を図ることが必要となっています。そこで、相模原市がその中心となり他都市をリードする役割を果たしていくため、本市が持つ充実した交通基盤や都市機能の集積といった特性を活かし、首都圏南西部における広域的な交流拠点都市としてのさらなる発展をめざします。

環境と調和した豊かなライフスタイルを 市民とともに創造・発信する都市

水源地域の森林や湖、また市街地に隣接した樹林地などの恵まれた自然環境は本市にとってはもちろんのこと、首都圏の中でも貴重な財産となっています。このような環境と調和して、また、地域の資源を活かした中で、物の豊かさだけでなく心の豊かさも感じることができる、質の高いライフスタイルを市民とともに創り出し、広く市外にも波及させることができる先進的な都市づくりをめざします。

(2) 政令指定都市・相模原の基本方針

(1)で掲げた政令指定都市の理念に基づき都市づくりを進めていくための市政の方向性を、主な分野ごとに、次の4つの基本方針にまとめました。

多様な連携により圏域全体の価値を高め合う交流拠点づくり

環境と共生した持続可能な都市づくり

心豊かに安心して暮らせる魅力ある地域づくり

新たな課題に対応する自立的・先進的な都市経営の推進

これらの基本方針を実現して行くため、各項目ごとに「施策のあり方」として、特に、政令指定都市にふさわしい都市づくりを進めるための施策や、政令指定都市の特例を活用すべき施策の方向性を示しました。

そこに掲げたものについては、今後、策定を予定している新しい総合計画の 基本計画や実施計画、さらには部門別の諸計画において、具体的な施策として 反映して行くこととします。

ア 多様な連携により圏域全体の価値を高め合う交流拠点づくり

相模原市が位置する広域的な圏域において、各都市による多様な分野の 連携をリードすることにより、圏域全体がその価値を高め、発展すること を目指します。

そのため、広域交通ネットワークの整備や都市機能の集積、産業の活性 化を図るなど、活発な交流のための拠点性向上に向けた取り組みを進め ます。

<施策のあり方>

- 活力ある中心市街地づくりや新しい拠点づくり、業務核都市としての 拠点性の強化
- 広域交通ネットワークの充実・強化と市内の交通利便性の向上
- 業務系・サービス業系産業の集積や多様な都市機能の集積による商業地 の活性化
- 新たな成長産業の創出・育成と企業立地の促進
- 自然や歴史、文化等を活かした体験・交流型の観光振興や都市農業の振興
- 産業や環境、防災等の多様な分野での連携による新たな魅力の創出や 質の高い行政サービス等の提供
- 基地の早期返還と跡地利用の実現

【多核連携型の都市づくり】

本市の都市構造は、一極集中ではなく、市内に複数の拠点を配置し、それらを交通網等で有機的に連携する多核連携型の都市構造の形成をめざしています。

このため、「橋本駅周辺」、「相模原駅周辺」、「相模大野駅周辺」の中心 市街地では、都市の拠点として都市機能の充実を図るとともに、新たなま ちづくりの拠点や水源地域の豊かな自然環境を活かした拠点の形成を図 り、これらの核や拠点を結ぶ交通ネットワークの強化により、様々な活動 や交流の場を持ち、相互に連携する魅力ある都市づくりを進めます。

イ 環境と共生した持続可能な都市づくり

水源地の山々や湖、相模川など豊かな自然環境と人の営みとのバランスに配慮した持続可能な社会の構築を目指します。

そのため、市民や企業等と一体となって、自然環境の保全、あらゆる領域における環境負荷の低減、さらには低炭素社会¹⁹の実現などの取り組みを積極的に行い、環境分野の先進都市として情報の発信や広域的連携の呼びかけを行っていきます。

<施策のあり方>

- 豊かな自然環境の保全・再生と活用
- 都市部におけるみどりあふれる空間づくり
- 環境に配慮した、持続的成長を可能とする土地利用
- 環境負荷の少ない企業活動・生活の実践
- 市民・事業者との協働による資源循環型の社会づくり
- 環境先進自治体としての情報発信

【政令指定都市等との連携による広域的な取り組み】

政令指定都市に移行することにより、政令指定都市や都道府県による 協議組織に参加し、連携して活動する機会が生まれます。

その代表的なものとして、指定都市市長会や八都県市首脳会議(首都圏サミット)があり、広域的な行政課題の解決に向け、調査・研究、意見表明、普及・啓発などの活動に共同で取り組んでいます。

そのような場を通じて、水源地の山々や湖、相模川などの豊かな自然環境と都市機能を併せ持つ相模原市が、その特性に基づく独自の立場から、環境問題等に対する広域的な取り組みについて積極的な提案を行ったり、本市にふさわしい役割を果たしていくことが可能となります。

¹⁹環境に配慮した生活様式や経済活動の実践、資源やエネルギーの再利用等に関する技術改革、自然環境の保全や再生によるCO2の吸収源の確保などにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの最終的な排出が少ない社会。

ウ 心豊かに安心して暮らせる魅力ある地域づくり

子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、地域の中で、心豊かに、いきいきと安心して暮らすことができる社会づくりを目指します。

そのため、文化・教育、健康・福祉、防災・防犯など暮らしに密着した 分野で、心のゆとりや生きがい、心身の健康と成長、生活空間としての 安全性や快適さなどを生み出すための取り組みを市民とともに進め、質を 重視した、相模原らしい文化やライフスタイルの創造と発信につなげます。

<施策のあり方>

- 文化の香り高いまちづくり
- 多文化共生20の推進と国際性豊かなまちづくり
- 快適でゆとりある都市空間づくり
- 健康でいきいき暮らすための保健福祉サービスの充実
- 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 地域に密着した特色ある学校づくり
- 地域の特性を活かした生涯学習機能の充実
- 防災・防犯対策、基地周辺の生活環境保全など安全・安心のまちづくり

【"住みたいまち"、"誇りをもって住めるまち"をめざして】

平成19年実施の「市政に関する世論調査」の結果によると、居住地として相模原市を選択した理由として、「通勤に便利」「土地・住宅の価格、家賃が適切」といった項目が上位に並びます。一方で、仕事を離れた暮らしの場としての評価につながる項目はいずれも低位となっており、本市を積極的に選択した人の割合が低いという状況が浮かび上がってきます。

都市間競争が叫ばれる中、選ばれる都市となるためには、暮らしの場としての魅力がなければなりません。そのためには、利便性だけでなく、心の豊かさやゆとり、安心、快適さなどを感じることができる地域づくりを進めていく必要があります。

 $^{^{20}}$ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的なちがいを認め、尊重しあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として安心して快適に暮らせる社会。

エ 新たな課題に対応する自立的・先進的な都市経営の推進

少子化・高齢化と人口減少など自治体を取り巻く課題を主体的に解決するため、自立性が高く、他の自治体のモデルとなるような先進的な都市 経営を目指します。

そのため、歳入の確保を図り、市民ニーズに対応した行政サービスを 効率的・効果的に提供するとともに、区制を活用した都市内分権を推進し、 市民との協働によるまちづくりを進めます。

<施策のあり方>

- 市民のニーズや評価の高い施策への選択と集中
- 政策形成能力の強化と専門性の向上
- より効率的・効果的な行政運営に向けた職員体制の構築と民間活力の 導入
- パートナーシップによる区の個性を活かしたまちづくり
- 区制を活用したコミュニティの活性化支援
- 人や企業に選ばれる都市づくりとシティセールス²¹の推進

【区制の施行と都市内分権】

政令指定都市に移行すると、市域全体をいくつかに分け、「行政区」を 設置します。各行政区には区役所を設置し、市民生活にかかわりの深い 行政サービスを総合的に提供したり、地域ごとの特色を活かしたまちづく りが行えるようになります。

その中では、市民との協働によるまちづくりを一層推進するため、市役 所本庁に集中している権限を地域に分散させ、市民が主体的にまちづくり に参加しやすい仕組みを作ることが重要であることから、そのための取り 組みを進めていきます。

²¹ 都市が持つ様々な魅力(観光資源、文化、都市基盤等)を市内外に効果的・戦略的に発信し、イメージや知名度を高め、経済振興など都市の活性化を図ること。

相模原市政令指定都市ビジョン

発行日 平成 20年3月

発 行 相模原市

編 集 相模原市 企画財政局 企画部 政令指定都市推進課 〒229-8611 神奈川県相模原市中央2丁目11番15号

TEL:042-769-8248 FAX:042-759-4395

E-mail: seireishi@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページ: http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp